

きれいな空気よいい水を求めて

# 会報 かんきょう

Vol. 11



photo : 「桜を見上げて(日本平)」スター精密(株) 小山勝己

## 県内優良施設見学研修会

静岡県企業局 東部事務所 柿田川支所

柿田川公園

(株)明電舎 沼津事業所 ...1

事・例・発・表・会 ...2

植樹 ...3

環境セミナー ...4

かんきょうにゆーす ...5



この会報誌は古紙配合率 100%、  
白色度 70% の再生紙を使用してい  
ます。

## 「県内優良施設見学研修会」に参加して

DATA

平成21年11月26日(木)

静岡県企業局 東部事務所 柿田川支所 柿田川公園 ㈱明電舎 沼津事業所

前日からの雨天で気が重かったのですが当日は好天に恵まれ11月末にしては暑さを感じる程でした。

私自身、静岡県環境保全推進協会の優良施設見学研修会には久しぶりの参加で会員の方の顔ぶれも大部変わられているのではないかと小さな気持ちで出発しました。

さて最初の研修先は狩野川水系で柿田川湧水を水源とする駿豆水道中島湧水場で1日の最大給水能力10万トンを保有し、主として三島市、函南町、遠くは熱海市まで給水されているそうです。

この狩野川水系柿田川は1日百万トンの湧水量を誇り東洋一ということ、又その水量は極めて良好でそのままでも飲用できる、そんな水質ですからこの浄水場ではあえて凝集沈殿処理(凝集剤を使用する)する必要もないので発生する余剰汚泥も少なく又砂濾過装置にも極めて低負荷運転であり他の浄水場からみれば羨ましいばかりであろう。

この日本最短の一級河川(1200m)は狩野川からの逆流による汚染はないか?と質問したところ水質的には過去、現在一度もないとのことでした。

後で立ち寄った柿田川公園の湧水に揺らめくミシマバイガモの美しさや数年間も生息するアユが泳ぎ回っている姿をみているだけでもその中に引き込まれそうであり、出来ることなら富士山と一緒に世界遺産にでも登録されれば最高ですね。

その次の見学研修先は、この名水百選に指定された湧水の清らかさを併せもつ沼津の地に昭和36年開業された我が国重電業界No.5の実力を持つ明電舎でした。

静岡県環境保全推進協会が見学ということで、会社としての環境保全への取組みについてご説明頂きました。事業所内で使用する水は、その全量を地

下水でまかない、又各種計装装置用制御盤の塗料は水性に変更中であり有機溶剤の消滅はすでに47%まで実績を出してきている等、多くのお話を頂きました。

品質の追求を具体的に製品、サービスの質、人材の質、環境・地域活動の質として位置づけられ事業展開されていました。

実際に見学させて頂いた変圧器工場では中近東をはじめ世界各国への輸出用装置(50%が輸出用)がずらりと完成を目指して並んでいました。何年先までも受注されている様で不景気などみじんも感じませんでした。

玄関先展示の明電舎製駆動システム搭載の電気自動車に試乗出来なかったのが心残りでした。

最後になりましたが本日は一日有意義な研修に参加させて頂きましてありがとうございました。

追記 沼津事務所で収穫された、ほんのり甘酸っぱいみかん、ごちそうさまでした。

立華工業(株) 廣瀬政志



静岡県企業局 東部事務所 柿田川支所



柿田川公園



㈱明電舎 沼津事業所

# 事・例・発・表・会

平成22年1月29日(金) グランシップ

静岡ガス(株)  
日本たばこ産業(株) 静岡支店  
静岡市 環境創造部

レポート：三菱電機(株) 田中 満

## 静岡ガスの『エコ・クッキング』への取り組み



静岡ガス(株)  
エネリア静岡 ショールーム  
クッキングスタジオ  
加藤久美子氏 鈴木 恵氏

「みなさま、エコクッキングの言葉から何を想像されますか？」こんな問いかけから発表が始まりました。エコクッキングとは、買い物や片付けにも気を配ってエネルギーを大切に使い環境を考えて料理をすることだそうです。

静岡ガスでは、楽しく学んでいただくため、料理教室を開催されています。2002年から始められていますが、当初は節約料理の印象があったために敬遠されがちだったようですが、環境破壊やロス生活、学校での環境エネルギー教育の

高まりなどから、現在は定例講座や学校への出張授業など幅広く普及活動をされています。当日は、料理で出る生ごみをいれる三角コーナーに水分を減らすための「チラシのゴミ入れ」の作り方を参加者全員で教わりました。

食を通して「食べ物やエネルギーを大切にすること」「ごみを減らすこと」「水を汚さないこと」を実践し、「楽しく作っておいしく食べる」を毎日続けられればと思わせるたいへんわかりやすい発表でした。

## JTグループのCSR活動および環境保全への取り組み



日本たばこ産業(株) 静岡支店  
業務部 次長  
武田和久氏

JTグループは、タバコ、医薬、食品を中心に事業展開をされている。タバコ事業においては、特に海外での売上が多く、牽引役である。グループのミッションとしては、地球環境、事業環境、社会貢献の3分野に分け、推進している。その中で、環境保全とCSR活動について今回発表された。環境保全については、環境憲章を策定し、企業活動と環境が調和されるような積極的な取組と次世代に引き継がれるような行動を定められている。環境負荷低減活動として、重油から電力転換によるCO<sup>2</sup>削減、水使用量削減、3Rによる廃棄物削減を実施されている。環境マネジ

メント体制としては、環境負荷により体制を分けられており、負荷の高い工場では、「第三者認証」を受け、比較的負荷の低いオフィス系事業所は、ISO14001に準拠した社内独自の「グリーンシステム」を構築している。CSR活動としては、未成年者喫煙防止のためTASPOを導入し、テレビCMにもある分煙施設設置のコンサルティング、医療事業でのオリジナル新薬提供、食品の安全管理体制強化等を展開されている。

発表を通じてグループ内で効率よく、また多岐に渡って改善活動が実施されていることがわかりました。

## 静岡市の環境施策 ～静岡市の地球温暖化対策～



静岡市 環境創造部長  
瀬本豊久氏

「地球温暖化」については、今や誰もが関心を持っていることであり、今回静岡市の施策としてどうしていくのか興味のあるところであった。

国内の動向としては、自民党時代は、2012年までに90年度比 - 6%の削減の約束であったが、民主党に変わり、2020年 - 25%、2050年 - 80%に目標が変わりました。

静岡市は、現在2008年策定の静岡市地球温暖化対策地域推進計画におけるCO<sup>2</sup>削減 - 6%を2011年3月目標で展開中である。具体的取組策としては、7つのプロジェクトを発足させ改善に取組んでいる。その中の「ストップ温暖化！100万人参

加プロジェクト」では、昨年11月に日本平動物園でロッキーのふるさとを守ろうキャンペーンを開催し、PRを展開している。また市と事業者が、CO<sup>2</sup>削減目標と取組、実績を報告する協働協定制度の導入。

しずおか森プロジェクトでは、CO<sup>2</sup>の地産地消（森を増やしてCO<sup>2</sup>を吸収）における管理費負担を各企業へ依頼し代償として排出権を得るしくみを静岡モデルとして導入を検討している。

今回の発表から、各企業が今まで以上に地域に対して支援をしていかなければ温暖化対策は立ちゆかないのではと不安を感じる内容であった。

平成 22 年 2 月 21 日(日)  
静岡市清水区三保

# 植樹

（株）小糸製作所 行徳聖一

私は小さな頃から、“松”と”浜”で遊んでいました。幼稚園・小学校時代は、松ぼっくりで遊んだり、松の根元に基地を作ったり…。中学時代は広い砂浜で、バッティングの練習もやりました。月日がたつにつれ、松も浜も少なくなってしまい、何とかこの素晴らしい環境を残していきたい、貢献したいと思うようになりました。

そこで、皆様のご協力により、平成 21 年度の新規事業で、森林保全の大切さを後世に伝える活動として清水区三保に抵抗性マツ（クロマツ）を植樹することが出来ました。

三保の松原の松林は、松くい虫被害の拡大が問題化している為、今回植えた苗は松くい虫に抵抗性がある苗木を植樹しました。その他に松林の作用として津波や高潮の時には防壁となり、その勢いを弱め住宅等への被害を防ぐ潮害防備保安林の働きをするという役割もあります。

植樹当日は天候に恵まれ親子連れの会員 180 名の参加者で賑わい、楽しい時間を過ごすことができました。静岡県中部農林事務所職員の説明の後、代表で運営委員長と副委員長でお手植えを行い、その後参加者全員が各々 1 人 1 本～ 2 本のクロマツの苗を手に、300 本を植樹することが出来たのでたいへん感謝しております。

親子で参加された方も多く小さい頃から植林活動に参加することにより、環境保全の大切さが自然に身に



ついていくことだと感じます。柔軟性を持ち合わせた子供たちへの啓発は、共に活動し実践した中から備わるのではないかと思います。そういう意味で今回大勢の方が家族で参加されたことは意義あることだと思います。

植物は二酸化炭素を吸収し酸素を排出します。地球温暖化の進行を防ぐためにも、自然の生態系を保つ多くの森林を守り育てる必要性がいられています。

小さい活動でも継続しなければ意味がなく、1 人の力は小さくても 5 人 10 人と大勢の人が集まれば、1 人ではできない大きな活動ができるはず。これからも会を通じて様々な活動にみんなで協力し合い貢献していきたいと切に思います。

そしてしっかり育てながら後世に残していきたいと思えます。







# 環境セミナー

Monday, February 22, 2010

## 静岡の環境と企業の地域貢献 自然大好き・ふるさと大好き

講師 富士常葉大学 環境防災学部 教授 山田辰美氏

講師の山田先生は、大学で教鞭を執りながら、ラジオのパーソナリティや環境関連団体の要職に数多く就かれており、ビオトープの作り方や考え方を全国へ広められ、環境教育を実践しながら、環境リーダーの育成に尽力されております。

企業として地域の自然保護に努めて行かなくてはならない今、富士山静岡空港の自然保護対策に携わり、建設事業目的に里地の環境保全項目を組み込むことにより、自然動物の保護事業を進めて来られました。

現在、全国では海岸が痩せ、温暖化により海水位が上昇し、海が迫って来るという問題があります。一昔前は海岸線が往き来するのは当たり前で、静岡市でも以前は久能海岸で地引き網が出来る程、前浜から後浜までが広い浜でした。しかし、温暖化等の影響により、国道150号線と海岸との砂浜が無くなる現象が続いていましたが、近年の久能海岸は確実に砂浜が戻って来ています。大量のテトラポットを設置したり、沖合に角度を変えた離岸堤（人工岬）を設置することにより、波による海岸の浸食を防ぐことに成功しました。また、以前は、海岸の砂を道路建設などに大量に使用したり、安倍川上流に砂防堰堤を造るなど、海岸への土砂の供給を妨げる事をしていましたが、土砂の持ち出しを制限することにより、海岸へ砂の供給が再開し、海岸が復活してきていると推察されます。

身近な自然環境作りにビオトープがあります。先日、

静岡市内の保育園にビオトープを造りました。園児達が自然に触れ合う目的で造った小さな空間にも色々な生き物が集まって来ています。ビオトープは生物誘致を行い、滅びつつある自然を守る事が出来るのです。小川を形成し条件が揃えばホタルを飛ばす事も可能となり、自然を身近に引き寄せる事が出来ます。子供達に生き物の命の大切さも教える事が出来るのもビオトープのすばらしさの一つであります。

自然環境問題は、ビオトープ作りのような身近な環境作りに市民ひとりひとりが取り組み、行政や企業が久能海岸問題のような構造的問題に取り組む等、市民、行政、企業が一体となった環境への取り組みが必要であると感じました。

三保海岸から駿河湾を通して見る富士山はとても美しいものです。早く人工物のない本来の美しい久能海岸から富士山を見たいものです。

株ノダ 石井幸恵



## 土壌汚染対策法の 一部を改正する法律について ～土壌汚染の調査命令の判断基準～

静岡市環境局環境創造部環境保全課

主査 和田 裕久

平成21年4月24日に「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が公布されて以来、その詳細を定める施行令・施行規則の内容についてもすべて公表され、静岡市においても準備作業を進めているところであります。

以前、お知らせしたとおり、改正法の主な改正点は、

1. 土壌汚染状況の把握のための制度の拡充
2. 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等
3. 搬出土壌の適正処理の確保
4. その他（指定調査機関の信頼性の向上及びその他規定の整備）

上記4項目ですが、平成22年2月26日に公布された土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令により明らかになった、「3,000㎡以上の土地の形質変更の際に、土壌汚染のおそれのある場合における都道府県知事による土壌汚染の調査命令」の判断基準についてお伝えしておきたいと思います。

概略としては、3,000㎡以上の土地の形質変

更を行う際に、工事着手日の30日前までに、市に届出をしていただくこととなるのですが、その届出を受けて、調査命令の対象となる土地とは、「特定有害物質を含む固体又は液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地や、特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の敷地であった土地等」と定められました。（規則第26条）

行政は、届出内容から調査命令についての判断を行います。対象地の過去の有害物質に係る履歴（水質汚濁防止法、下水道法、毒物及び劇物取締法、PRTR法等による把握を予定）または、事故等の履歴などを判断基準とします。

また、特筆すべき点としては、規則第26条第4号（特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設）には、ガソリンスタンドも対象になることが明らかになりました。これは、ガソリン中に有害物質であるベンゼンや1975年以前に鉛が含まれていたことによります。

この条文の中では、「特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く」とありますが、環境省は、このことに関する基準について検討作業の最中であり、4月1日の施行に間に合わないとのことでした。

また、これだけでなく、今後、改正土壌汚染対策法が施行され運用していくにあたり、法律の及ぶ範囲が拡充されているので注意していただきたいと思います。

なお、ご不明な点につきましては、是非、環境保全課に御相談ください。

## お知らせ

平成22年4月1日から県の「環境局生活環境室」が、下記の通り変更になります。

平成22年3月23日から

【場所】県庁東館11階

【FAX】054-221-3553

県庁西館6階

054-221-3665

平成22年4月1日から

【組織名】県民部環境局生活環境室

くらし・環境部環境局生活環境課

「電話 054-221-2268」は変更ございません

【平成22年3月31日現在会員数】 179事業所

随時会員を募集しております。  
詳細は事務局までお問い合わせください。

【発行】静岡市環境保全推進協力会  
【事務局】〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 静岡庁舎 環境局 環境創造部 環境保全課内  
TEL054-221-9373 FAX054-221-1186  
ホームページURL <http://www.shizuoka-kankyosuishin.jp/>